

環 第 5 9 8 号
木環政第912号
君環保第453号
富環第650号
令和5年8月8日

日本製鉄株式会社

代表取締役社長 橋 本 英 二 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人

木更津市長 渡 辺 芳 邦

君津市長 石 井 宏 子

富津市長 高 橋 恭 市

環境の保全に関する協定の遵守について

令和4年6月に貴社東日本製鉄所君津地区において発生した着色水流出事案や、その後に判明した水質測定結果の不適切な取扱い事案等では、環境の保全に関する協定（以下「協定」という。）に基づく事故時の通報の遅延や協定値超過時の未報告などの違反が明らかになりました（別紙1）。

このため、貴社に対し、令和4年8月25日付けで、再発防止のための方針と抜本的対策を求める改善指示を行ったところです。

その後、令和4年9月30日付けで貴社から、各事案の原因分析や対策等に関する報告

書の提出があったことを受け、県及び各市による立入調査やヒアリングの実施に加え、県では、有識者からの意見聴取等を行い、「日本製鉄株式会社によるシアン流出事案等に係る報告等に対する評価書（令和5年8月）」（以下「評価書」という。）を取りまとめたところ
です。

その結果、有害物質に関するずさんなリスク管理など不十分な環境保全対策、コンプライアンス意識の欠如並びに水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び協定の認識不足等の問題点が明らかになり、改善に向けて更なる取組が必要と考えます。

については、協定の確実な遵守と早期の信頼の回復に向けて、既に貴社から報告のあった対策を確実に履行するとともに、評価書に記載した講ずるべき対策（別紙2）の内容について取り組むよう求めます。

なお、県及び各市に対し対策の進捗状況に係る報告書を今後1年間、四半期ごとに提出してください（令和5年10月、令和6年1月、同年4月及び同年7月の末日まで）。

また、対策の進捗状況等について、ホームページ等を活用し、積極的に情報開示してください。

別紙 1 違反の内容

1 事前協議義務違反（協定第 10 条）

事前協議の手続を経ずに、仮設ポンプの設置による排水経路の変更やシアン処理装置の設置を行っていた。（評価書 事案 2）

2 貴社の水質測定における協定値の超過（細目協定第 11 条第 1 項、第 12 条）

(1) 過去の貴社による水質測定において、排水溝でシアン等の協定値の超過があった。

(3 箇所、延べ 22 回) (評価書 事案 4)

(2) 令和 4 年 10 月の貴社による水質測定において、8 排水系統排水溝で協定値の超過があった。(シアン 1 回) (評価書 事案 5)

3 水質測定結果の保存の義務違反（細目協定第 15 条第 7 項）

過去の貴社による水質測定において、協定値を超過したデータが適切に保存されていなかった。(3 箇所、延べ 22 回) (評価書 事案 4)

4 事故の通報の遅延、事故の発生時の未報告等（協定第 14 条第 1 項）

(1) 貴社が脱硫液タンク破損を覚知してから、県及び各市への報告までおよそ 20 時間経過していた。(評価書 事案 1)

(2) 貴社が 7 排水口でのシアン及び全窒素の排水基準超過を覚知してから、県及び各市への報告までおよそ 32 時間経過していた。(評価書 事案 2)

(3) 第 4 高炉の排水処理施設において、余剰水が一時貯留する水槽からオーバーフローし、かつ、それが排水基準を超過していながら、抜本的な措置を講じておらず、事故の報告もされなかった。(評価書 事案 3)

5 協定値超過時の報告義務違反（細目協定第 15 条第 6 項）

過去の貴社による水質測定において、排水溝でシアン等の協定値の超過があったにもかかわらず、超過時に必要な報告がされていなかった。(3 箇所、延べ 22 回) (評価書 事案 4)

別紙2 講ずるべき対策

1 有害物質に関するリスク管理など十分な環境保全対策

- (1) 事業場内の施設について、効果的な点検の実施（評価書Ⅲ. 事案1. 2. (1)）
- (2) 脱硫液タンクについて、災害等を考慮した設備設計及び適切な維持管理の実施（評価書Ⅲ. 事案1. 2. (2)）
- (3) 着色水流出事案に関連した排水系統について、水質が適切な状態になるまで対策の継続実施（評価書Ⅲ. 事案1. 2. (3)）
- (4) 事業場内にある排水に起因するリスクの把握、災害・事故・故障を想定した対策の実施（評価書Ⅲ. 事案1. 2. (4) ほか）
- (5) 排水処理施設・計測装置等の維持管理の更なる徹底（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (1) ほか）
- (6) シアンを含有している底泥の定期的な処理（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (2) ほか）
- (7) 第4高炉に係る高炉ガスの処理水について、水量バランスの常時確認（評価書Ⅲ. 事案3. 2. (2)）
- (8) 第2高炉から発生する余剰水の全量を窒素低減処理する計画の早期実現（評価書Ⅲ. 事案5. 2. (1)）

2 コンプライアンス意識の向上、法及び協定の趣旨の理解

- (1) 根本的な意識改革の実施、組織体制の変化等に応じた継続的な教育内容の見直し（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (4) ほか）
- (2) 事業場内の点検等について、点検項目の見直しなど内容を強化（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (3)）

3 組織内外の連携と環境マネジメントシステムの改善

- (1) 上司・他部門・役員等とのリスク共有、操業部門に対する社内の第三者部門による定期的な監査等の実施（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (5) ほか）
- (2) 貴社の社員のみならず、排水処理・水質測定に関わる関連会社に対する教育の実施及び委託状況の確認（評価書Ⅲ. 事案4. 2. (3) ほか）
- (3) 公害防止管理者の有資格者の育成等、公害防止組織の適切な運用（評価書Ⅲ. 事案4. 2. (4)）